



## 注文カーテン

### 《適用対象》

- ・消費者の注文により、事業者が自己の生地をもって縫製し販売するカーテン。
- ・同一店舗のカーテン売場以外の売場で販売する生地を使用する場合も原則として自己の生地に含まれ、注文を受けた事業者が自ら縫製せず他に縫製・加工を委託する場合も対象。
- ・縫製のみ委託された事業者が縫製したカーテン、業務用（例えば、事務所、店舗、喫茶店等）に使用する目的で注文されたカーテンは対象外。

### 《表示すべき事項》

#### 取扱方法

- ・日本工業規格 L 0001 に定める表示記号及び表示方法（30～33 ページの「家庭洗濯等取扱方法」を参照）を用いて表示。

#### 事業者の氏名／名称

- ・表示義務者は消費者から直接注文を受けた事業者。当該事業者の氏名又は名称を表示。
- ・直接注文を受けた事業者（例えば工務店）がカーテンの生地の販売・縫製を行わず、消費者とカーテン事業者との仲介をする場合は、仲介を受けて自己の生地をもってカーテンを縫製し販売する事業者を表示義務者とする。
- ・商号がある場合は商号、ない場合は法人名、個人名又は屋号を表示（ただし、屋号を表示してよいのは個人事業者に限る。）。
- ・法人の種類を表わす文字（「株式会社」、「有限会社」等）は、これを省いても誤解を生ずるおそれのないときは省略することができる。
- ・事業者の氏名又は名称に代えて、商標を用いて表示することはできない。

### 注文カーテンにおける「繊維の組成」について

カーテン生地の繊維の組成は、生地の段階で消費者に示されているが、注文カーテン完成時においても、繊維の組成を取付表示することによりクリーニングトラブルの防止に役立つので、積極的に表示することが望ましい。

## 《表示の方法》

- ・表示すべき事項は、見やすい箇所に容易に剥がれない方法でカーテン1枚ごとに表示。
- ・文字及び記号は、見やすい適切な大きさで表示。
- ・取扱方法の表示に併記して表示義務者である事業者の氏名又は名称を表示（ただし、ここにいる併記とは、「取扱方法」と「事業者の氏名／名称」とを同一ラベルに記載しなければならないという趣旨ではなく、各々の表示すべき事項が別々のラベルに記載されていても同一箇所に近接して表示しており、取扱方法と事業者の氏名又は名称が関連あるものと判断できるものであればよい。）。
- ・関係事業者名、販売年月日等を記載してもよいが、表示すべき事項と紛らわしくないようにする。

（表示例）

